（削る）	1－4　1－3の規定にかかわらず、最大離陸重量が5,700kgを超える飛行機のうち、1979年10月16日以前に国際民間航空条約の締約国において耐空類別が飛行機普通Ｎとしての型式証明を受けた型式の設計の変更をした型式のものであつて、耐空類別が飛行機普通Ｎである飛行機に適用される強度、構造及び性能についての基準を適用することが適当であると国土交通大臣が認定して告示する型式のものの耐空類別は、飛行機普通Ｎとする。
第２章　飛行	**第２章**　飛行
２－１　（略）	２－１　（略）
２－２　性能	２－２　性能
２－２－１　（略）	２－２－１　（略）
２－２－２　離陸	２－２－２　離陸
２－２－２－１　（略）	２－２－２－１　（略）
２－２－２－２　耐空類別が飛行機輸送Ｔである飛行機（以下「飛行機輸送Ｔ」という。）及び特定飛行機普通Ｎ（多発機に限る。）は、次の性能を有するものでなければならない。	２－２－２－２　耐空類別が飛行機輸送Ｔである飛行機（以下「飛行機輸送Ｔ」という。）、耐空類別が飛行機輸送Ｃである飛行機（以下「飛行機輸送Ｃ」という。）及び１－４の規定により国土交通大臣が認定して告示した型式の飛行機は、次の性能を有するものでなければならない。
ａ～ｃ　（略）	ａ～ｃ　（略）
２－２－２－３　（略）	２－２－２－３　（略）
２－２－３・２－２－４　（略）	２－２－３・２－２－４　（略）
２－３　飛行性	２－３　飛行性
２－３－１　操縦性	２－３－１　操縦性
２－３－１－１　（略）	２－３－１－１　（略）
２－３－１－２　飛行機輸送Ｔ、特定飛行機普通Ｎ（多発機に限る。）及び回転翼航空機輸送Ｔは、離陸中臨界発動機（単発の回転翼航空機にあつては、１個の発動機）が停止した場合においても２－３－１－１の基準に適合するものでなければならない。	２－３－１－２　飛行機輸送Ｔ、飛行機輸送Ｃ、回転翼航空機輸送Ｔ及び１－４の規定により国土交通大臣が認定して告示した型式の飛行機は、離陸中臨界発動機（単発の回転翼航空機にあつては、１個の発動機）が停止した場合においても２－３－１－１の基準に適合するものでなければならない。
２－３－１－３・２－３－１－４　（略）	２－３－１－３・２－３－１－４　（略）
２－３－２～２－３－５　（略）	２－３－２～２－３－５　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（航空法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の航空法施行規則（次条及び附則第五条において「旧規則」という。）附属書第一に規定する耐空類別が飛行機輸送である飛行機は、この省令による改正後の航空法施行規則（次条において「新規則」という。）第五十六条の二並びに別表第二一等航空整備士の項第一号及び一等航空運航整備士の項第一号の規定の適用については、新規則第五十六条の二に規定する特定飛行機普通Ｎ（次条及び附則第五条において単に「特定飛行機普通Ｎ」という。）とみなす。

第三条　新規則別表第二一等航空整備士の項第一号及び一等航空運航整備士の項第一号の規定の適用については、この省令の施行の日前における旧規則附属書第一に規定する耐空類別が飛行機輸送である飛行機についての整備の経験は、特定飛行機普通Ｎについての整備の経験とみなす。

（航空法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　航空法施行規則の一部を改正する省令（平成十二年運輸省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
附　則	**附　則**
（航空整備士の資格についての技能証明に係る限定に関する経過措置）	（航空整備士の資格についての技能証明に係る限定に関する経過措置）
第十四条　（略）	**第十四条**　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）